

目 次

条 例	ページ
14 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1

条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和2年11月30日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住 時 男

新潟県市町村総合事務組合条例第14号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。 4~6 (略)	(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4~6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。